

第 780 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和6年11月12日（火）11時00分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7階 大会議室

3. 議 題

【議題1】 「MPNセンタ更改に伴うリアルタイム口座振替サービスの休止について」 【資料1】

【議題2】 「【告示】石川県の一部地域指定における関税に関する申請期限の延長について」

（業務部 収納課 中澤課長）

【資料2】

【議題3】 「ばれいしょでん粉に係る特別緊急関税の発動について」 【資料3】

（業務部 通関総括第3部門 下山田 統括審査官）

【議題4】 「CPTPP協定における英国加入議定書の発効について」 【資料4】

【議題5】 「RCEP協定における日本・韓国間での“輸出者又は生産者による自己申告”の実施について」

【資料5】

（業務部 江端 原産地調査官）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第781回通関協議会は、12月10日（火）11:00の開催を予定しています。場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

令和6年11月
横浜税関業務部

関係者各位

MPN センタ更改に伴うリアルタイム口座振替サービスの休止について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

2024年10月3日にNACCS 掲示板において「【リアルタイム口座をご利用の方へ】MPN センタ更改に伴うリアルタイム口座振替サービスの休止について」が掲載されたとおり、MPN センターの更改に伴い、次の期間は、全ての金融機関において、リアルタイム口座振替方式サービス、マルチペイメントネットワークを利用した関税等の納付サービスが利用できなくなります。

【サービス利用停止期間】

2025年1月1日（水）20:15 ～ 2025年1月3日（金）0:10

※ 2025年1月においては、MPN センターの更改により、例年よりもサービス利用停止期間が長くなっています。

このため、サービス利用停止期間において、輸入貨物に係る関税等の納付を行う必要がある場合は、リアルタイム口座振替方式、マルチペイメント（MPN）以外の方法により、関税等の納付を行っていただくこととなります。輸入の許可前における貨物の引取制度（BP）、又は納期限延長制度は利用することができますが、その利用に当たっては、輸入申告を行う税関に対し、あらかじめ担保を提供していただく必要があります。

サービス利用停止期間に輸入申告を予定されている通関業者、輸入者におかれましては、早めのご準備、ご対応をお願い致します。

【問合せ先】

○通関に関すること

業務部通関総括第1部門 電話：045-212-6150

○納税や担保に関すること

業務部収納課 電話：045-212-6140

[NACCS 公式ホームページへ](#)

検索

[お問い合わせ](#) [サイトマップ](#)[TOP](#)[NACCSのご利用方法](#)[申込手続 \(NSS\)](#)[NACCS業務仕様・関連資料](#)[よくある問合せ](#)[NACCS情報
プラザ®](#)[関連リンクを表示する▼](#)

【リアルタイム口座をご利用の方へ】MPNセンタ更改に伴うリアルタイム口座振替サービスの休止について

公開日 2024年10月03日

MPNセンタ更改に伴い、以下の期間については全金融機関におきまして、リアルタイム口座振替サービス及びマルチペイメントネットワークを利用した関税等納付（MPN納付）サービスがご利用いただけません。以下のサービス休止期間の納付方法につきましては、直納による納付をお願い致します。

なお、直納による納付にあたっては、あらかじめ金融機関へ詳細をご確認ください。

【サービス休止期間】

2025年1月1日（水・祝）20：15～1月3日（金）00：10

【対象金融機関】

全金融機関

（ご参考）

サービス停止時間に納付方法をリアルタイム口座振替として輸入申告（輸入予備申告後の本申告を含む）を行った場合、IDC(輸入申告)業務にて「E0160」エラー（リアルタイム口座は使用できない。）となります。

また、口座使用不可通知情報「口座使用不可識別：L（金融機関向け電文送信失敗）」が出力されますので、サービス再開後にROW（リアルタイム口座再引き落とし依頼）業務を実施してください（とん税納付申告については申告を行った税関へご相談ください）。

[この掲示板について](#) | [個人情報の取り扱い](#)

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

お問い合わせは[こちら](#)

Copyright © 2013 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 All Rights Reserved.

令和6年11月
横浜税関業務部

関係者各位

【告示】石川県の一部地域指定における関税に関する申請期限の延長について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本年9月20日からの豪雨による災害につきまして、石川県の一部地域を指定する告示が10月30日に税関HPへ掲載されましたのでお知らせいたします。

地域指定による期限延長は、自然災害など、関税に関する法律に基づく各種の申請等をする者の責めに帰さないやむを得ない理由により、その申請等を行うことができない者が都道府県の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認められる場合に、財務大臣が、地域及び期日を指定して、その申請等の期限を延長するものです。これにより指定された地域に住所又は居所を有する者については、期限の延長の申請手続きを特別にすることなく、申請等の期限が延長されます。期限の延長（個別指定を含む）に係る詳細につきましては、税関HPの災害関連情報をご確認ください。

<https://www.customs.go.jp/news/news/saigai.htm>

【問合せ先】

○通関に関すること

業務部通関総括第1部門 電話：045-212-6150

○納税や担保に関すること

業務部収納課 電話：045-212-6140

○ 財務省告示第二百六十九号

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第一条の四第一項の規定に基づき、関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、令和六年九月二十日から大雨による災害が発生した日（令和六年九月二十日）において次に掲げる地域に住所又は居所を有していた者に係るもので、その期限が同日以後に到来するものについては、その期限を別途財務省告示で定める期日まで延長する。

令和六年十月三十日

財務大臣 加藤 勝信

都道府県	指定地域
石川県	七尾市 輪島市 珠洲市 羽咋郡志賀町 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町

ばれいしょでん粉に係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載 (公開日 2024 年 10 月 31 日)

【利用者の皆様へ】

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間、ばれいしょでん粉（同法別表第1の6の16の項）に対する特別緊急関税が発動されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動時」のものが適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第7条の3発動時のNACCS用品目コードについては令和6年11月1日から使用可能となります。

本特別緊急関税の発動に係る対象品目の詳細につきましては、こちらをご覧ください。

以下参考

関税暫定措置法別表第1の6の16の項に掲げる物品（ばれいしょでん粉）に係る特別緊急関税の発動後は、協定税率に同項に掲げる税率（39.67円/KG）を上乗せした税率が適用される。

【品目番号】 【NACCS用品目コード】

1108.13-099 ⇒ [通常時] 1108130995、[暫定法第7条の3発動時] 1108130026

【税率】

[現行] 119円/KG ⇒ [発動後] 158.67円/KG

EPA・原産地規則ポータル

▼ 本文へ | 文字サイズ 標準 **拡大**

お問合せ・その他のリンク

サイトマップ

EPAで輸入

EPAで輸出／輸出相談

原産地規則とは

使いたいEPA等について調べる

品目別原産地類

現在位置: [原産地規則ポータル](#) > [協定・法令等](#) > CPTPPにおける英国加入議定書の発効について

CPTPPにおける英国加入議定書の発効について

20:

2024年12月15日に、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」という。))における英国加入議定書が発効することとなりお知らせします。

同日より、英国を原産地とするCPTPP上の原産品について、CPTPPに基づく特惠税率(以下「EPA税率」という。)(※)を適用することが可能となります。(※)CPTPPが既に発効している締約国に適用される税率と同じ税率。

【留意事項】

CPTPPの規定を満たす製品については、

- CPTPPにおける英国加入議定書が効力を生ずる日(2024年12月15日)に日本に輸送中の貨物、又は、
- 既に日本に到着し保税地域に蔵置されている貨物を、CPTPPにおける英国加入議定書が効力を生ずる日(2024年12月15日)以後に輸場合、

必要なEPA税率適用要求手続が行われることを条件として、EPA税率の適用が可能となります。

CPTPPにおいては、EPA税率適用要求手続として、自己申告制度が採用されています。自己申告制度とは、貨物の輸入者、輸出者又は生産者が、自らが基づき、当該貨物が原産品である旨を申告する書面(以下「原産品申告書」という。)を作成し、輸入者が輸入国税関にその原産品申告書を提出することに適用を要求する制度です。自己申告制度の手続については、「(参考2)「自己申告制度」利用の手引き～CPTPP～」をご覧ください。

英国を原産地とする貨物については自己申告制度が適用されます(英国については、[CPTPP附属書3-A](#) の適用はありません)。

(参考1)内閣官房TPP等政府対策本部HP「[英国加入議定書の発効](#)」

(参考2)「[自己申告制度](#)」利用の手引き～CPTPP～

税関のPR活動



税関イメージキャラクター
カスタム君

> [税関Twitterガイドライン](#)

関税局・税関について	全国の税関	法令・政策等について調べたい	水際取締について調べたい	貿易統計について調べたい	AECで調べたい
<ul style="list-style-type: none"> 税関TOP 関税局・税関の組織 関税中央分析所 	<ul style="list-style-type: none"> 函館 東京 横浜 	<ul style="list-style-type: none"> 所管法令等 審議会・研究会 政策一覧 	<ul style="list-style-type: none"> 水際取締トップ 水際取締対策 輸出入禁止・規制品目 	<ul style="list-style-type: none"> 貿易統計トップページ 貿易統計検索 統計表一覧 	<ul style="list-style-type: none"> AEO: 輸出受 AEO: 受

EPAで輸入

EPAで輸出／輸出相談

原産地規則とは

使いたいEPA等について調べる

品目別原産地規則の検索

現在位置: [原産地規則ポータル](#) > [協定・法令等](#) > 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定における日本・韓国間での“輸出者又は生産者による自己申告”の実施について

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定における日本・韓国間での“輸出者又は生産者による自己申告”の実施について

2024年11月1日

2025年1月1日より、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(以下「RCEP協定」という。)における韓国との輸出・輸入の双方において、原産地証明として輸出者又は生産者による自己申告(以下「輸出者・生産者自己申告制度」という。)を実施します。

RCEP協定において、輸出者・生産者自己申告制度を利用できるのは、輸出締約国及び輸入締約国の双方において当該制度を実施している場合に限られ、協定が発効した2022年1月以来、日本・オーストラリア・ニュージーランド間でのみ利用可能となっていました¹が、韓国との輸出入についても同制度が利用可能となります。

RCEP協定に基づき日本と韓国との間で輸出又は輸入を行う場合には、従来利用可能である第三者証明制度及び認定輸出者制度に加えて、2025年1月1日以降に日本又は韓国の輸出者・生産者が作成した原産品申告書もRCEP協定に基づく原産地証明として利用可能となります。なお、輸入者による自己申告については、従来どおり、RCEP締約国から日本へ輸入する場合に限りご利用いただけます。

RCEP協定に関する情報やRCEP協定における自己申告制度の具体的な利用方法等については、下記のリンクをご参照ください。

- > [地域的な包括的経済連携\(RCEP\)協定](#)
- > [「自己申告制度」利用の手引き](#)

税関のPR活動



税関イメージキャラクター
カスタム君

> [税関Twitterガイドライン](#)

関税局・税関について	全国の税関	法令・政策等について調べたい	水際取締について調べたい	貿易統計について調べたい	AEO制度について調べたい
<ul style="list-style-type: none"> 税関TOP 関税局・税関の組織 関税中央分析所 税関研修所 採用情報 通関士試験 広報・報道関係 税関チャンネルの紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 函館 東京 横浜 名古屋 大阪 神戸 門司 長崎 沖縄 	<ul style="list-style-type: none"> 所管法令等 審議会・研究会 政策一覧 経済連携協定(EPA/FTA) TPPお役立ち情報(内閣官房TPP等政府対策本部) スマート税関構想2020 	<ul style="list-style-type: none"> 水際取締トップ 水際取締対策 輸出入禁止・規制品目 知的財産侵害物品の取締り 	<ul style="list-style-type: none"> 貿易統計トップページ 貿易統計検索 統計表一覧 報道発表資料(貿易統計) よくある質問(貿易統計) 	<ul style="list-style-type: none"> AEO制度トップページ AEO承認(認定)を受けるには AEO事業者専用ページ 認定事業者 各制度のメリット 相互承認 広報資料